2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働 者規 模
2	16~17	本部ビル書庫内の棚から物品を取り出すため脚立を使用した。 脚立から降りる際、残り1段のところで踏み外し転倒した。 その着地の際に右手を床面についたため、骨折に至ったものである。	59	50~ 99
4	8~9	本館3階から2階へ下りる際に階段を踏み外し、2階まで転落し、右肩を骨折した。	66	1000 ~ 9999
5	13~ 14	支店内階段にて、2階から1階へ降りようとしたところ、靴が階段の滑り止め部分に引っ掛かり前のめりに転倒し、階段踊り場に転がり落ちた。 その際に顔面および左半身を強打した。	38	10~ 29
7	11~12	休憩時間中、新館3階の執務室から本館2階の食堂(休憩場所)への移動の際、本 館2階階段の5段目あたりから転倒し、両膝と左肘を打撲。	42	100 ~ 299
7	12~ 13	職場の階段で二階にあるトイレに行こうと5~6段上がった所で別な仕事(帳票を取りに)を思い出し下に降りようとして転倒、手足打撲(鼻横骨・左頬骨)骨折した。	58	10~ 29
7	12~ 13	当事業場内において、休憩時間中、被災社員は昼食をとるため10階から9階へ階段を下りた際に足を踏み外し、地面から3段目の高さから転落し、左足首から下を地面に強打した。	25	1000 ~ 9999
7	11~ 12	支店建物内で、伝票の製本を金庫内の棚へ製本をしまうため、パイプ椅子に乗 り、バランスを崩して転落し、右足甲を骨折した。	51	100 ~ 299

7	13~ 14	事務センター内の4Fから3Fへ降りる階段で、3F事務室に戻ろうと下っていたとき、下から3段目の階段を踏み外し、そのまま3F踊り場へ落下し、腰を強打した。また、打撲による痛みと、左足太ももの踏ん張りが効かず、歩行困難となったものである。	62	100 ~ 299
11	8~9	就業準備のため、地下1階にある更衣室へ向かう階段を下りていた際、足を滑らせ約1.5m下まで転落した。	49	300 ~ 499
11	12~ 13	2階食堂にて昼食後、窓口勤務開始のため階段にて1階営業室に向かう際、階段に て足を滑らせ落ち、右足首にヒビが入った。	57	1000 ~ 9999

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html